

対象施設の時間的制約、使用料一覧表

NO	コード	施設名	摘要																												
1	101110	高砂地区コミュニティセンター	普通財産																												
2	151110	高砂公民館	<p>○高砂市立公民館条例 昭和37年4月1日高砂市条例第2号</p> <p>別表第2（第10条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>午前及び午後</th> <th>夜間</th> <th>午後及び夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室名</td> <td>9時から12時まで</td> <td>13時から17時まで</td> <td>9時から17時まで</td> <td>18時から22時まで</td> <td>13時から22時まで</td> <td>9時から22時まで</td> </tr> <tr> <td>和室、料理講習室、集会室、会議室又は研修室</td> <td>円 600</td> <td>円 800</td> <td>円 1,400</td> <td>円 800</td> <td>円 1,600</td> <td>円 2,200</td> </tr> <tr> <td>講堂兼体育室</td> <td>1,200</td> <td>1,600</td> <td>2,800</td> <td>1,600</td> <td>3,200</td> <td>4,400</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前	午後	午前及び午後	夜間	午後及び夜間	全日	室名	9時から12時まで	13時から17時まで	9時から17時まで	18時から22時まで	13時から22時まで	9時から22時まで	和室、料理講習室、集会室、会議室又は研修室	円 600	円 800	円 1,400	円 800	円 1,600	円 2,200	講堂兼体育室	1,200	1,600	2,800	1,600	3,200	4,400
区分	午前	午後		午前及び午後	夜間	午後及び夜間	全日																								
室名	9時から12時まで	13時から17時まで		9時から17時まで	18時から22時まで	13時から22時まで	9時から22時まで																								
和室、料理講習室、集会室、会議室又は研修室	円 600	円 800		円 1,400	円 800	円 1,600	円 2,200																								
講堂兼体育室	1,200	1,600		2,800	1,600	3,200	4,400																								
3	151120	荒井公民館																													
4	151130	中央公民館兼伊保公民館																													
5	151140	中筋公民館																													
6	151150	曾根公民館																													
7	151160	米田公民館																													
8	151170	阿弥陀公民館																													
9	151180	北浜公民館																													
			<p>○高砂市立公民館管理運営規則 昭和54年4月1日高教委規則第2号</p> <p>（使用時間） 第2条 公民館の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、公民館長（以下「館長」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>（休館日） 第3条 公民館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、教育長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>（1）毎週日曜日 （2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 （3）12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）</p>																												
10	153110	高砂市教育センター	<p>○高砂市教育センター条例 昭和52年4月5日高砂市条例第9号</p> <p>別表（第9条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室名</td> <td>9時から12時まで</td> <td>13時から17時まで</td> <td>18時から21時まで</td> </tr> <tr> <td>第1研修室</td> <td>円 1,500</td> <td>円 2,000</td> <td>円 1,500</td> </tr> <tr> <td>第2研修室</td> <td>900</td> <td>1,200</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>第3研修室</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>第4研修室</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前	午後	夜間	室名	9時から12時まで	13時から17時まで	18時から21時まで	第1研修室	円 1,500	円 2,000	円 1,500	第2研修室	900	1,200	900	第3研修室	600	800	600	第4研修室	600	800	600	和室	600	800	600
区分	午前	午後	夜間																												
室名	9時から12時まで	13時から17時まで	18時から21時まで																												
第1研修室	円 1,500	円 2,000	円 1,500																												
第2研修室	900	1,200	900																												
第3研修室	600	800	600																												
第4研修室	600	800	600																												
和室	600	800	600																												
			<p>○高砂市教育センター条例施行規則 昭和52年8月1日高教委規則第1号</p> <p>（休館日） 第2条 高砂市教育センター（以下「センター」という。）の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、センター所長（以下「所長」という。）が特に必要があると認めるときは、教育長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>（1）日曜日及び土曜日</p>																												

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日  
 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）  
 (使用時間)  
 第3条 センターの使用時間は、別表のとおりとする。ただし、所長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。  
 別表（第3条関係）

施設	使用時間
研修施設	9時から21時まで
陶芸施設	9時から17時まで
歴史民俗資料室	

- 11 153210 申義堂
- 12 153220 旧入江家住宅
- 13 301110 高砂小学校
- 14 301120 荒井小学校
- 15 301130 伊保小学校
- 16 301135 伊保南小学校
- 17 301140 中筋小学校
- 18 301150 曾根小学校
- 19 301160 米田小学校
- 20 301165 米田西小学校
- 21 301170 阿弥陀小学校
- 22 301180 北浜小学校
- 23 301210 高砂中学校
- 24 301220 荒井中学校
- 25 301230 竜山中学校
- 26 301250 松陽中学校
- 27 301260 宝殿中学校
- 28 301270 鹿島中学校
- 30 351120 荒井幼稚園

○高砂市立学校の管理運営に関する規則  
 昭和33年4月1日高教委規則第1号

(学期)  
 第2条 幼稚園の学期は、次のとおりとする。  
 第1学期 4月1日から8月31日まで  
 第2学期 9月1日から12月31日まで  
 第3学期 1月1日から3月31日まで

2 小学校及び中学校の学期は、次のとおりとする。  
 第1学期 4月1日から8月24日まで  
 第2学期 8月25日から12月31日まで  
 第3学期 1月1日から3月31日まで  
 (休業日等)  
 第2条の2 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。  
 (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日  
 (2) 日曜日及び土曜日  
 (3) 春季休業日 3月25日から4月6日まで  
 (4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで（幼稚園）  
 7月21日から8月24日まで（小学校及び中学校）  
 (5) 冬季休業日 12月25日から翌年1月6日まで  
 (6) 前各号に定めるもののほか、園長及び校長が教育上特に必要と認め、教育委員会の承認を得た日

○高砂市立学校施設使用条例  
 昭和30年10月12日高砂市条例第26号

(使用料及び納付)  
 第5条 使用料の額は、次のとおりとする。

種別	昼間	夜間	昼夜間
講堂又は屋内運動場	高砂小学校、荒井小学校、伊保小学校、曾根小学校、米田小学校、阿弥陀小学校、高砂中学校、荒井中学校、竜山中学校、松陽中学校、宝殿中学校及び鹿島中学校 1,500円	高砂小学校、荒井小学校、伊保小学校、曾根小学校、米田小学校、阿弥陀小学校、高砂中学校、荒井中学校、竜山中学校、松陽中学校、宝殿中学校及び鹿島中学校 1,700円	高砂小学校、荒井小学校、伊保小学校、曾根小学校、米田小学校、阿弥陀小学校、高砂中学校、荒井中学校、竜山中学校、松陽中学校、宝殿中学校及び鹿島中学校 3,200円
教室	1室につき 300円	1室につき 400円	1室につき 700円
運動場	300円	300円	600円

2 既設電灯以外の電力、ガス及び水道の使用は、実費を加算する。  
 (1) 昼間 午前8時30分から午後5時まで

			(2) 夜間 午後5時から午後9時まで (3) 昼夜間 午前8時30分から午後9時まで																																																
29	301310	学校給食センター																																																	
31	351220	荒井保育園	<p>○高砂市保育所条例施行規則 昭和44年4月28日高砂市規則第5号</p> <p>(保育時間及び休日)</p> <p>第3条 保育所の保育時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これらを変更することができる。</p> <p>(1) 保育時間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 休日 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)、日曜日、12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。)</p>																																																
32	351310	高砂こども園	<p>○高砂市立幼保連携型認定こども園条例施行規則 平成28年3月31日高砂市規則第24号</p> <p>(開園時間)</p> <p>第3条 認定こども園の開園時間は、午前8時から午後6時まで(土曜日については、午前8時から午後5時まで)とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(休日)</p> <p>第4条 認定こども園の休園日は、次に掲げる日とする。</p> <p>(1) 日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</p> <p>(4) 認定こども園の管理上必要があると市長が認める日</p>																																																
33	351330	伊保こども園																																																	
34	351340	中筋こども園																																																	
35	351350	曾根こども園																																																	
36	351360	米田こども園																																																	
37	351370	阿弥陀こども園																																																	
38	351380	北浜こども園																																																	
39	353110	高砂児童学園																																																	
40	352120	北部子育て支援センター	<p>○高砂市子育て支援センター条例 平成18年3月31日高砂市条例第13号</p> <p>別表(第5条、第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高砂市北部子育て支援センター教養室</td> <td>1時間につき 200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料	高砂市北部子育て支援センター教養室	1時間につき 200円																																												
区分	使用料																																																		
高砂市北部子育て支援センター教養室	1時間につき 200円																																																		
41	401220	みのり会館	<p>○高砂市隣保館条例 昭和52年8月4日高砂市条例第25号</p> <p>別表第2(第10条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>午前及び午後</th> <th>夜間</th> <th>午後及び夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>9時から12時まで</th> <th>13時から17時まで</th> <th>9時から17時まで</th> <th>18時から22時まで</th> <th>13時から22時まで</th> <th>9時から22時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>室名</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>円 600</td> <td>円 800</td> <td>円 1,400</td> <td>円 900</td> <td>円 1,700</td> <td>円 2,000</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>700</td> <td>450</td> <td>850</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>700</td> <td>450</td> <td>850</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>料理室</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>700</td> <td>450</td> <td>850</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前	午後	午前及び午後	夜間	午後及び夜間	全日	9時から12時まで	13時から17時まで	9時から17時まで	18時から22時まで	13時から22時まで	9時から22時まで	室名							大会議室	円 600	円 800	円 1,400	円 900	円 1,700	円 2,000	小会議室	300	400	700	450	850	1,000	和室	300	400	700	450	850	1,000	料理室	300	400	700	450	850	1,000
区分	午前	午後	午前及び午後		夜間	午後及び夜間	全日																																												
	9時から12時まで	13時から17時まで	9時から17時まで	18時から22時まで	13時から22時まで	9時から22時まで																																													
室名																																																			
大会議室	円 600	円 800	円 1,400	円 900	円 1,700	円 2,000																																													
小会議室	300	400	700	450	850	1,000																																													
和室	300	400	700	450	850	1,000																																													
料理室	300	400	700	450	850	1,000																																													

			<p>○高砂市隣保館条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和53年2月24日高砂市規則第3号</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第2条 隣保館の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>2 隣保館の定期休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</p>
42	451110	市役所	
43	452110	消防本部庁舎	
44	452210	高砂分署	
45	452220	旧高砂分署	
46	452410	消防救助訓練場	
47	453110	旧高砂西保育園	
48	351150	旧曽根幼稚園	